

■ビオトープ・サロン 身近な生物多様性 ～里と山での出来事～

今号は、榎本会員から日常と非日常の話題を提供します。私たちの暮らしぶりに大きく左右される身近な二次的自然(耕作地や水路・雑木林等)も、豊かな自然も、保全と利用の有り様の答えを導くのは難しいですね。(編集局)



【里地にヒバリが戻ってきた!】

記者：榎本幸実(会員)

左の写真は、トウモロコシ畑です。近年、栽培農家が増えています。この地域は扇状地で、かつては稲作ができず、ムギ・イモ・サトウキビなど畑作が主流でした。そして、揚げ雲雀(轉りながら垂直に上昇する様子：当て字の由来かと?)を目にするのは当たり前で、麦刈りの折には巣を見つけるのが楽しみで、わくわくしながら刈り取る父親の後をついていった記憶が甦ってきます。

記憶では昭和30年代?に土地改良事業が推進され稲作主流になりました。やがて、裏作となった麦とともに雲雀も姿を消しました。つまり、乾性草地の代償から湿性草地の代償へと激変し、草地のビオトープが失われたのです。

今年の5月、聞き覚えのある囀りが聞こえてきました。雲雀です…なぜ? 考えてみると、可能性はトウモロコシ畑、近所の農家に「トウモロコシ畑に雲雀の巣はなかった?」と尋ねてみると、「去年見つけた。その辺だけ除房(不要な房を摘み取る栽培管理作業)をせんとそっとしといた。」とのこと。

ここ数年の現象なのか、単に、自宅で過ごす機会が増えたせいで気付いたのか、定かではありませんが、里地の初夏の風物詩が戻ってきたことは嬉しい限りです。できればこの土地本来のかつての麦畑の風景も取り戻したいものです。早場米でなければ麦は裏作に可能だと思うのですが…儲からない?



【剣山にセイヨウタンポポ??】



ちょっとした訳あって剣山に登りました。といってもリフトから先のわずかな区間ですが。

40年ぶりのせいでしょうか、登山道も山頂も記憶の風景とはすっかり違っていました。そして、下山途中、黄色い花が気になりました。タンポポ?…ミヤマタンポポ?…総房片が下へ反り返っている、セイヨウタンポポ?…どなたかご存じないですか?

山頂からリフト乗り場までの中腹よりも下方に数か所、オオバコも目にしました。いずれも踏み跡植物で、かつては、里地でよく目にした植物ですが、近年は農道も舗装されて道草が生える場所、草地のビオトープが消失し、タンポポもオオバコも身近な道端で目にするのは少なくなりました。それが標高2000mに近い登山道で目にするとは…私の見間違いかもしれません。

高山にオオバコやセイヨウタンポポはよく見かけるものなのでしょうか?…不思議です。靴に種子がくっついて持ち込み?…どなたか教えてください。



■みんなの“たからもの” 宝物にはほど遠いと思われるかもしれませんが?

記者：榎本幸実(会員)

【実物を見たのは初めてです】

写真はバラ科の葉を食すオビカレハの幼虫(ケムシ)だと思われそうですが、毛ではなく白い繭のようなものがたくさんくっついてます。

これぞ、ケムシの天敵、寄生バチの繭です。天敵利用の生物農薬としても研究されている寄生バチや寄生バエですが、オビカレハの寄生バチを調べてみるとサクサンヒラタヒメバチでした。

ケムシはまだ生きていますが、成虫(蛾)になることはなく生涯を終えます。ということで、生態系における調整システムとしての宝物の一つです。



■ビオトープ・サロン 身近な場所の生物多様性 ～“無知は犯罪”を改めて考えさせられました～

記者：樫本幸実（会員）

【特定外来生物を知らずに育てて広げる行為…これも犯罪！？】



近所の庭に咲いたオオキンケイギク、環境の世紀と言われ環境教育が盛んになり始めた頃、あるセミナーで地球環境の問題に関連したテーマの講話の中で講師が発した「無知は犯罪です！」を思い起こしました。

聴くと、「知り合いから貰った。」とのこと。法律や罰則の話をする、即、抜いて処分され、知り合いにも教えるとのことでした。

責められるべきは、無知な国民か、法律や罰則を周知徹底できない国か、行政か、裁くのは誰？…国民も、国家も、危機感に乏しいということなのか？…いずれにしろ、公園や道路などの公的管理地に群生している現状では、国民を罰することはできないですね。そして、拡大は止まらない！？

危機回避のために法律や条例を定めても、それを周知する仕組みや、違法行為を取り締まる警察、罪を裁く裁判所の役割はどこが担うのでしょうか…国民自らの自律に委ねる寛大な法律ということなのでしょね？

特定外来生物法が施行されたのは2005年6月1日、10年を経た現在も、法律の存在すら知らない市民は少なくないのが実情です。

どんなに立派な法律や条例も、徹底した周知と理解が得られなければ何の役にも立たない。これは環境問題に共通したことも知れませんが、今一度、環境教育や普及啓発のあり方を見直す必要があると痛感した出来事でした。

下の図は徳島新聞(2015年5月16日)からの転載です。飲酒運転の罰則を厳しくして以来の効果が取り上げられていました。私たちは、痛い目に合わない限り自主自律することができない、また、規制強化に本腰が入らない生物なのでしょうか…顕在化している農林水産物や自然林・希少種への鳥獣被害のように、侵略的外来種による生態系攪乱などの潜在的問題も、被害が顕在化するまで待つしかないのでしょうか…[予防原則]の実践に期待です。



■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう！

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより

無断転載禁止：本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。

(編集局)

【ビオトープ論の択一問題：正答と解説は次号で紹介】

問078：指標種に関する次の説明のうち、象徴種の説明はどれですか。

1. その地域にしかない種
2. ビオトープタイプを代表する種
3. 美しさなどによって人々の関心を集める種
4. 生物相互作用の要担っている種
5. 広い面積を要求する種

■前号077(生態学の択一問題)の正答「2」

生物は他の生物と関わりをもちながら生活しており、その生物と生物の関わり合いのすべてを「生物間相互作用」と言います。相互に影響し合う二種の生物の個体群間に生じる種々な関係については、今までに数多く論じられてきました。生態学の教科書によると、二種の生物は、捕食関係、寄生関係、競争関係、共生関係の四つに分類されています。しかし、寄生も広義では共生の一つとも言われています。基本的には同じ場所を利用する生物同士の関係を「共生関係」といい、複数種の生物と一緒に生活している状態を、「共生」と呼びます。

動物とその動物の体に種子を付着させ種子を散布する植物のような関係は「片利共生関係」、植物とその花粉を運ぶ昆虫のような関係を「相利共生関係」といいます。「食う-食われる」というような緊張感をはらんだ捕食者と餌生物の関係を「敵対関係」といいます。

相互に影響し合う二種の生物の個体群間に生じる種々な関係については、今までに数多く論じられてきましたが、共生にしろ、寄生にしろ、その実態の解明は定かではないとも言われています。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/> (公益財団法人 日本生態系協会HP)

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください！ 編集局  
【E-mail : kanv@nifty.com URL : <http://biotopetokushima.yu-yake.com>】